

(一)牧干俣線 災害復旧工事に伴う通行制限について

須坂建設事務所 維持管理課 管理係
(電話) 026-245-1671

令和6年4月24日(水)15時に冬期閉鎖を解除します(※天候により解除できない場合もあります)一般県道牧干俣線(県道466号線)において、解除後も、令和5年度に発生した路肩崩落災害の復旧工事を行うため下記のとおり通行制限を実施します。

記

1 施行箇所

一般県道 牧干俣線(466号線)

長野県上高井郡高山村大字牧 群馬県境手前約80m

2 期間

令和6年4月24日から令和6年7月31日まで

3 通行制限内容

【解除後～5/7(火)8:30】

道路幅員2.5mでの交互通行

【5/7(火)8:30～7/31(水)】

8:30～17:00 復旧工事のため全面通行不可

上記時間外は、道路幅員2.5mの交互通行

